

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの協議の場準備会について

長岡市障害者基幹相談支援センター

「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」とは、精神障害者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、関係者の重層的な支援体制を基盤に、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された仕組みを構築することである。

長岡市障害福祉計画では、令和2年度末までに、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた「協議の場」を設置することとしている。

【精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築手順】

- a) 地域アセスメントの作成と共有（地域分析）
- b) 「地域ビジョン（地域のあるべき姿）」と目標の設定（協議の場の活用）
- c) 個別支援と地域支援体制の構築（協議の場の活用）
- d) 成果の評価と改善

このシステムの構築にあたって、まずは、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの協議の場準備会」を立ち上げ、地域の現状を明らかにし、課題を整理する。また、「協議の場」のあり方について検討し、自立支援協議会運営会議に提案する。「準備会」は、計画的なスケジュールを立てて、6回程度開催する。その上で、令和2年度末までに「協議の場」を設置し、協議を開始する。

障害者自立支援協議会は、「障害のある人もない人も安心して暮らせる地域づくりを目指し、地域の関係者が集まり、意見を出し合いながら、長岡市の状況に応じた障害システムづくりなどを協議する場」であることから、「準備会」は、協議会の中に位置づける。

また、精神障害者は、その障害特性や支援体制が不十分なことなどにより、3障害の中でも特に地域での暮らしがしづらい状況にある。このため、まずは精神障害に特化した地域包括ケアシステムの構築を目指す。身体、知的障害者については、現在進行中の地域移行や地域生活支援拠点等の整備の中で議論を深め、将来的には全障害者に対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す。